

# 研究計画・評価分科会における 研究開発計画と分野別研究戦略・計画（案）との関係

参考資料6

科学技術・学術審議会  
研究計画・評価分科会  
(第73回) R2.7.16  
資料5

【現在】

【令和3年度以降】

	研究開発計画	分野別研究戦略・計画(案)
位置づけ	第5期科学技術基本計画の第2章「未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組」及び第3章「経済・社会的課題への対応」に関する研究開発課題に対応するための計画。今後10年間を見通し、概ね5年程度が計画対象期間。	総政特最終取りまとめ第8章「研究開発の総合的な推進」に符合するものとする内容とする予定(今後、次期科学技術・イノベーション基本計画の策定を見据え再検討の予定)。
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各分野の範囲・粒度については、<u>文部科学省の政策評価体系(施策目標)と章立て(中目標)を出来るだけ一致させている。</u></li> <li>✓ 記載内容は、概ね、中目標毎に、① 重点的に実施すべき研究開発の取組と、② 留意すべき推進方策(人材、オープンサイエンス、オープンイノベーション、知財戦略等、社会との関係深化、研究基盤、区内外の研究ネットワーク強化、分野融合の推進など)を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各分野の範囲・粒度については、<u>これまでの経緯や効果的なフォローアップや評価が可能となることを考慮して、各分野別委員会において個別に設定してはどうか。</u></li> <li>✓ 記載内容は、各分野における研究開発推進の必要性、重点的・戦略的に取り組むべき研究開発領域やそれに基づく計画、② 各分野に共通する横断的な留意事項、を記載してはどうか。<u>(総政特最終取りまとめや次期科学技術・イノベーション基本計画の内容も踏まえ、文科省全体の分野の捉え方や分野間の平仄や整合性を図るかについては、今後要検討。)</u></li> </ul>
分野別委員会と分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 分科会において、<u>研究開発計画として束ねている。</u></li> <li>✓ 分野別委員会においては、<u>計画策定には関与するものの、計画策定後の活用や見直しについての議論は、まちまち。(使用されていないケースが多く、やや形骸化が懸念。)</u></li> <li>✓ 研究開発プログラムは、これまで作成されておらず。<u>(「研究開発プログラム」とは、「大目標達成のために必要な中目標」の単位で研究開発課題等の全体を束ねたものとされている。)</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 分科会において、<u>束ねる必要はないのではないか。</u></li> <li>✓ <u>各分野委員会や政府全体において別途検討やとりまとめがなされている戦略あるいは計画を出来るだけ引用し、分野を俯瞰する戦略・計画として最低限のポイントを記載した文書を分野別委員会でまとめるべきではないか。</u></li> <li>✓ あわせて、<u>分野別プログラム(案)の検討・作成作業を進めてはどうか。</u></li> </ul>

# 研究開発課題と研究開発プログラム等の関係（案）

【現在】

【令和3年度以降】

研究開発課題		
内容	研究開発計画に基づいて設定された課題であり、概ね各種事業単位に設定されている。	基本的にこれまでと同じ。
運用状況	総額10億円以上の研究開発課題 新規、中間、事後評価を実施（実施期間に応じて） <u>評価の視点は、実施の適否、質向上や運用改善など（evaluation, ratingの視点）を重視。</u>	基本的にはこれまでと同じ。 <u>ただし、分野別プログラムにより得られる知見など組織学習の結果を適宜活用。</u>
関係法令等	政策評価法等（10億円以上の費用を要することが見込まれるものについては事前評価を実施することが必要となっている） その他、大綱的指針、文部科学省政策評価基本計画、文部科学省研究開発評価指針 など	基本的にこれまでと同じ。
研究開発プログラム		分野別プログラム（案）
内容	研究開発課題を束ねたものであり、現行研究開発計画の中目標単位が目安。	<u>分野全体を客観的かつエビデンスに基づいて俯瞰・把握できるものとして、まさに文部科学省におけるEBPMの推進の基盤であると位置づけてはどうか。</u>
運用状況	<u>これまで実施されておらず。</u> （平成30年度より試行的に実施。）	まずは、客観的・俯瞰的なエビデンスの蓄積を図るとともに、適切なタイミングにてフォローアップや評価を実施してはどうか。 <u>評価の視点は、気づきや改善点を得るための組織学習など（assessmentの視点）を重視してはどうか。</u>
関係法令等	平成24年度の大綱的指針において導入すべき、さらに平成28年度の大綱的指針において導入加速と定着を図るべきとの考え方が示されている。 平成28年度研究計画・評価分科会策定の研究開発計画においても、追跡調査・追跡評価と併せて実施するとされている。	基本的にこれまでと同じ。